

丹生高校寮建設工事について、技術提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 1 7 日

福井県知事 杉本 達治

1 技術提案書の提出に係る事業の概要

(1) 事業名

丹生高校寮建設工事

(2) 事業予定地

福井県丹生郡越前町朝日 地係

(3) 事業の内容

高校寮(木造 2 階建て 延べ面積 8 6 0 m²程度)の整備に係る設計および建設工事一式

(4) 工期

契約日の翌日から令和 9 年 5 月 1 0 日まで

2 技術提案書を提出する者に必要な資格要件

技術提案書を提出することができる者は、以下の要件を満たす、複数の事業者(以下「構成員」という。)で構成される特定建設工事共同企業体(以下「特定 J V」という。)で、丹生高校寮建設工事に係る簡易公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査を受ける資格に関し、次に掲げる事項について知事の確認を受け、かつ審査委員会により選定されたものとする。

なお、中小企業等協同組合法(昭和 2 4 年法律第 1 8 1 号)に基づく協同組合での参加は認めない。

(1) 役割分担

特定 J Vは、参加資格要件を満たす設計者、工事監理者、施工者を配置し、各役割を適切に分担するものとする。

なお、工事施工業務と工事監理業務は別の構成員とすること。

(2) 特定 J Vの構成員

ア 参加表明書等の受付後は、原則として構成員の変更および追加は認めないものとする。

イ 構成員は、他の特定 J Vの構成員になることはできないものとする。

(3) 特定 J Vの全ての構成員に必要な資格

ア 参加表明書の提出期間の末日において、会社更生法(平成 1 4 年法律第 1 5 4 号)の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法(平成 1 1 年法律第 2 2 5 号)の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者でな

いこと。(更生手続開始または再生手続開始の決定後に、福井県が別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けている者を除く。)

イ 参加表明書の提出期間の末日において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 参加表明書の提出期間の末日において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領の規定に基づく指名停止または指名除外の期間中でないこと。

エ 役員(役員として登記または届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団組織(計画的または常習的に暴力的不法行為を行い、または行うおそれがある組織)、またはその構成員等と密接な交際を有し、または社会的に非難される関係を有していると認められる者でないこと。

オ 当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する関係がない者であること。

① 親会社と子会社の関係(個人事業主または会社の役員が他の会社の議決件総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業主または当該役員に係る会社との関係を含む。)

② 親会社(個人事業主または会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者または当該役員に係る会社を含む。)を同じくする子会社同士の関係

③ 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

④ 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

カ 健康保険および厚生年金保険ならびに雇用保険の全てに加入し、かつ、それら全ての保険料が未納でない者(法令の規定により適用を除外されている者を除く。)であること。

キ 納付期限の到来している福井県の県税、法人税または申告所得税、消費税および地方消費税のすべてを完納していること。

(4) 特定JVの設計および工事監理業務を行う構成員に必要な資格

ア 福井県内に主たる営業所を有する者であること。

イ 参加表明書の提出期間の末日において、福井県の競争入札参加資格について、建築関係コンサルタント業の資格を有すると決定されている者(以下「名簿登載者」という。)であること。ただし、参加表明書の提出期間の末日において名簿登載者でない場合は、このプロポーザルに係る技術提案書特定通知までに名簿登載者となること。

ウ 参加表明書の提出期間の末日において、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

エ 平成17年度以降において、元請け(設計共同体の場合は、当該設計共同体の代表

者に限る。)として当該用途に供する部分の延べ面積が500㎡以上の寄宿舍、共同住宅、長屋、旅館・ホテル、下宿、高齢者専用賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅および特別養護老人ホーム(以下、「寄宿舍等」という。)の新築等(新築、増築、改築をいい、改修を含まない。以下、「新築等」という。)の実施設計を受注(契約・履行完了)した実績、または延べ面積が500㎡以上の木造建築物の新築等(用途不問)の実施設計を受注(契約・履行完了)した実績を有すること。(設計・工事監理に当たるものが複数の場合はそのうち1名以上)

オ 参加表明書の提出期間の末日において、建築士法第26条第2項の規定に基づく事務所の閉鎖処分を受けていないこと。

カ 直前2年の事業年度における年間平均契約金額が100万円より大きいこと。(名簿登載者は除く。)

キ この設計業務全体の技術上の管理を行う管理技術者および工事監理業務を統括する管理技術者を配置できること。

ク 参加表明書の提出期間の末日において、分担業務の技術上の管理を行う建築分野の主任担当技術者を配置できること。主任担当技術者は管理技術者を兼任するものでないこと。

(5) 特定JVの工事施工業務を行う構成員(代表者に限る)に必要な資格

ア 丹南土木事務所管内、敦賀土木事務所管内または福井土木事務所管内に主たる営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。)を有する者であること。

イ 参加表明書の提出期間の末日において、福井県の競争入札参加資格について建築一式工事A等級の資格を有する者であること。

ウ 平成17年度以降において、元請け(共同企業体としての実績の場合は、当該共同企業体の代表者または出資の比率が20%以上の構成員としての実績を含む。)として、延べ面積500㎡以上の寄宿舍等の新築等の工事の施工実績、または延べ面積500㎡以上の木造建築物の新築等(用途不問)の工事の施工実績を有すること。

エ 建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度に加入している者または退職一時金制度を有している者であること。

オ 福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱に定められた事項の全てを遵守する者であること。

カ 参加表明書の提出期間の末日において、建設業法第28条第3項または第5項の規定による営業停止を受けていない者であること。

キ 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者をこの工事の現場に適切に配置できること。配置を求める期間は、現場施工の着手日(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始される日)から工事完了日までの期間とし、設計業務のみを実施している期間は求めない。

ク 現場代理人（共同企業体の代表者と雇用関係が確認できるもの）をこの工事の現場に適切に配置できること。

（６）特定ＪＶの工事施工業務を行う構成員（代表者を除く）に必要な資格

ア 丹南土木事務所管内に主たる営業所（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。）を有する者であること。

イ 参加表明書の提出期間の末日において、福井県の競争入札参加資格について建築一式工事Ａ等級、電気工事Ａ等級または管工事Ａ等級の資格を有する者とする。このうち、電気工事Ａ等級および管工事Ａ等級の資格を有する者をそれぞれ１者以上含めること。

ウ 建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度に加入している者または退職一時金制度を有している者であること。

エ 福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱に定められた事項の全てを遵守する者であること。

オ 参加表明書の提出期間の末日において、建設業法第２８条第３項または第５項の規定による営業停止を受けていない者であること。

カ 建設業法第２６条第１項に規定する主任技術者または同条第２項および第５項に規定する監理技術者をこの工事の現場に適切に配置できること。ただし、２（５）キおよびクにより配置する主任技術者等および現場代理人と兼務することはできない。配置を求める期間は、現場施工の着手日（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始される日）から工事完了日までの期間とし、設計業務のみを実施している期間は求めない。

３ 事業者の選定・契約等

実施要項を参照のこと。

４ 提出方法・提出期限等

実施要項を参照のこと。

５ 提出先および問い合わせ先

（１）名 称 福井県教育庁教育政策課

学校施設整備グループ （担当：宇野）

（２）所在地 〒９１０－８５８０

福井市大手３丁目１７番１号

（３）連絡先 電 話 ０７７６－２０－０５６４

E-mail kyousei@pref.fukui.lg.jp

（土・日・祝日を除く８時３０分から１７時まで）